

公益社団法人京都府鍼灸師会 定款

平成 22 年 4 月 25 日 公益社団法人京都府鍼灸師会定款を可決
平成 23 年 4 月 24 日 定款一部変更可決
平成 23 年 9 月 21 日 公益社団法人移行認定
平成 23 年 9 月 30 日 設立登記 定款施行

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人京都府鍼灸師会（以下、「本会」という。）と称する。

本会の英文名は **The Kyoto Acupuncture and Moxibustion Association, a Public Interest Assistance Corporation(KAMAPIAC)**とする。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を京都市上京区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、鍼灸医学の進歩発展を図り、鍼灸業務を通じて公衆衛生の向上に関する事業を行い、もって国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 鍼灸医学の進歩発展を図るための事業
- (2) 鍼灸学術の医学的研究に関する事業
- (3) 鍼灸業務を通して公衆衛生の向上に寄与する事業
- (4) 鍼灸業務の振興及び普及に関する事業
- (5) 鍼灸師の学術技能の研鑽及び資質の向上に関する事業
- (6) 会誌、刊行物の発行及び調査研究に関する事業
- (7) 健康保険法に基づく療養費払いに関する支援事業
- (8) 介護保険法に基づく居宅介護支援及び居宅サービスに関する事業
- (9) 関連諸団体及び教育機関との連携、協力及び交流に関する事業
- (10) 鍼灸師の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
- (11) その他公益目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第 5 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第3章 会 員

(構 成)

第6条 本会は、本会の目的に賛同する個人であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

2 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員 ①はり師又はきゆう師（以下「鍼灸師」という。）であって、京都府下に居住あるいは勤務する者。

②鍼灸師であって、特別の理由により入会を希望する者。

(2) 学生会員 鍼灸師養成機関及び医療関連大学、学部学籍を有する者。

(3) 名誉会員 本会に特別の功労があった者で、会員総会において推薦された者。

3 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

(入会金及び会費等)

第8条 会員は、本会の事業活動に必要な経費に充てるため、会員総会の定めるところにより、入会金、会費及び負担金（以下、「入会金等」という。）を納入しなければならない。

2 名誉会員は入会金等の納入を要しない。

3 第1項の入会金費等の使途については、別に定める。

(退 会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、会員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数による決議（以下、「特別決議」という。）に基づき、除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該会員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、当該総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の秩序を乱したとき。

(3) 会員総会の議決事項に違反したとき。

(4) 本会の名誉を傷つけたとき。

(5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第6条第2項の鍼灸師及び学生の資格要件を失ったとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 正当な理由なくして会費を1年以上滞納したとき。
- (5) 総会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金等、その他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 会員総会

(構成)

第13条 本会の会員総会（以下、「総会」という。）は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

3 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の金額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併又は事業の全部譲渡
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長及び副議長は、当該総会において、出席会員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(議 決)

第20条 総会の議決は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 事業の全部譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第21条 会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第18条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 理事又は会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合においては、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その提案を可決する旨の総会の議決であったものとみなすものとする。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人が、前項の議事録に記名押印する。

(総会運営規則)

第23条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、理事会が別に

定める総会運営規則による。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第24条 本会に、次の役員をおく。

理事 10名以上12名以内

監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を法人法上の代表理事とする。
- 3 前項の代表理事以外の理事のうち6名以内を法人法上の業務執行理事とする。
- 4 監事のうち、1名は会員外とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選任する。
- 3 前項で選任された代表理事は会長に就任する。
- 4 会長は、前項で選定された業務執行理事より3名以内の副会長及び3名以内の常任理事を推薦し、理事会の議決により選任する。
- 5 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 7 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、本会の業務執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び常任理事は、理事会が別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状

況を監査することができる。

(任 期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会における特別決議によらなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が、次に掲げる場合は、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 自己又は第三者のために本会与取引をしようとするとき。

(3) 本会が当該理事の債務を保証することその他利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第32条 本会は、理事及び監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、外部監事の法人法第115条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長・顧問・参与)

第33条 本会に、任意の機関として、名誉会長1名、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 名誉会長は、総会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

- 4 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の諮問に応え、適宜意見を具申する。
- 5 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 入会金等の基準及び金額
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職
- (6) 寄付金に関する事項
- (7) 本会の会務運営に関する事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 支部その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第32条第1項の責任の免除

(開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の1週間前までに、通知しなければならない。

(議 長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、当該理事会に出席した会長及び監事は、これに記名・押印する。

(理事会規則)

第43条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める理事会規則による。

第7章 部会、委員会等

(部会、委員会及び協議会)

第44条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、部会、委員会及び協議会を設置することができる。

- 2 会務の円滑な運営を図るために会務を分掌し、部会を置く。
- 3 会務の重要な事項について会長の諮問に應えるため、諮問委員会を置く。
- 4 理事会の付託した特定の案件について審議するため、特別委員会を置く。
- 5 本会の健全な運営のため、あるいは安全確保に関する重要事項を協議するため、協議会を置く。
- 6 部会、委員会及び協議会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第8章 財産及び会計

(資金の管理・運用)

第45条 本会の資金管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資金管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本会の事業計画及び収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を得て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類（以下「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の財産目録等のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告書

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取引財産残額の算定)

第48条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第49条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程による。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、第53条の規定を除き、総会における特別決議により変更することができる。

- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項に変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第51条 本会は、総会における特別決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 本会は、総会における特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第53条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(贈与された株式の権利行使の手續)

第55条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在理事数）の3分の2以上の承認を要する。

第10章 公告の方法

(公告)

第56条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(事務局の設置等)

第57条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決により会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 認可、許可、認可等に及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

第12章 補 則

(委 任)

第59条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、井上豊彦とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、令和2年5月24日の定時会員総会において一部改正し、同日施行する。